



自転車を利用する皆さんへ

令和8年
4月1日から

自転車の違反に



「青切符」



が導入されます！

自転車の交通違反に対し、自動車などと同様に反則金を納めるよう通告する、「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。

対象となる行為は100種類以上



対象となる年齢は16歳以上



反則金額は原付バイクと同等

信号無視



6,000円

指定場所一時不停止



5,000円

ながらスマホ



12,000円

車道の右側通行



6,000円

並進



3,000円

酒酔い運転などの悪質な違反については、従来通り、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。



自転車側の交通違反が重大な事故に繋がる場合も！

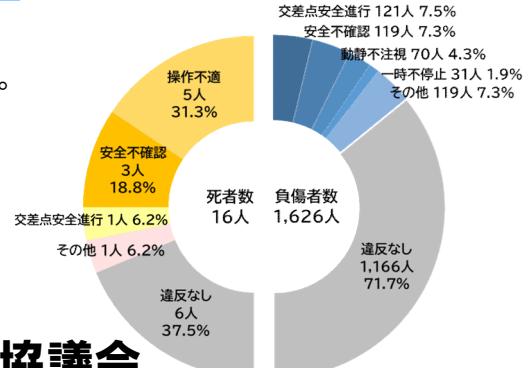
全国的に、交通事故の発生件数は年々減少している中、自転車による交通事故が占める割合は増加傾向にあります。

さらに、重大（死亡・重傷）事故の約7割が自転車側に何らかの違反行為が確認されています。

県内でも、死者の約6割、負傷者の約3割に安全不確認等自転車側の違反行為がみられます。

自転車利用時は交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

自転車の交通事故 原因別 (R2～R6)【県内】



岩国警察署・交通安全岩国市対策協議会

自転車はクルマの仲間 原則、左側通行！



自転車もクルマと同じ 交差点では 一時停止、信号を守る！



一時停止を守る

信号を守る

自転車の交通ルール あなたはすべて 守っていますか？

交通違反は
事故の元!!



周囲を見ているつもりでも、実は全く見えていない

ながらスマホ



突然、目の前に人やクルマが現れても
とっさに回避することはできない

危険だから、
絶対やめよう！

アルコールの運転への影響は自転車もクルマと同じ 飲酒運転は、絶対ダメ！



アルコールは“少量”でも脳の機能を麻痺させる！



お酒を飲んだら、
絶対乗らない！